

令和5年4月26日
海事局安全政策課

小型旅客船等への安全設備の早期導入を支援します！ ～小型旅客船等安全対策事業費補助金の公募を開始～

小型旅客船等への安全設備の早期導入を図るため、業務用無線設備及び非常用位置等発信装置の導入のための補助金について、本日より公募を開始します。

令和4年4月23日に発生した知床遊覧船事故を受けて開催された知床遊覧船事故対策検討委員会において、

- ・水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せず乗り移りが可能な改良型救命いかだ等
- ・陸上との間で常時通信できる業務用無線設備（携帯電話を除く）
- ・海難発生時に救難信号及び自船位置情報を発信する非常用位置等発信装置

といった安全設備の導入が必要とされました。

「小型旅客船等安全対策事業費補助金」は、小型旅客船等への安全設備の早期導入を図るため、改良型救命いかだ等、業務用無線設備及び非常用位置等発信装置の導入を補助するものです。

今回の公募は、そのうち業務用無線設備及び非常用位置等発信装置の導入を対象としており、詳細は下記及び別添のとおりです。

なお、改良型救命いかだ等についても準備が整い次第、すみやかに補助金の公募を開始する予定です。

記

【補助対象設備】

- ・業務用無線設備（VHF 無線電話、MF 無線電話等）
- ・非常用位置等発信装置（衛星非常位置指示無線標識（EPIRB）、船舶自動識別装置（AIS））

【補助対象船舶】

業務用無線設備及び非常用位置等発信装置ごとに、一定の条件を満たす航行区域を有する以下の船舶（遊漁船を除く）

- ① 旅客定員 13 名以上の船舶
- ② 旅客定員 12 名以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶

【申し込み方法及び詳細】

申し込み方法及び制度の詳細については、特設ウェブサイトをご覧ください。

「小型旅客船等安全対策事業費補助金」事務局

公募期間： 令和5年4月26日（水）～9月29日（金）

URL： <https://marine-safe.jp/marine-safe/>

電話： 050-3786-3100（受付時間 10:00～17:00 土・日・祝・年末年始を除く）

【問い合わせ先】

海事局 安全政策課 宮崎・植田（内線 43-515、43-528）

代表：03-5253-8111

直通：03-5253-8631

小型旅客船等安全対策事業費補助金の概要

補助概要

課題・目的

- 知床遊覧船の事故においては、小型船舶等の安全設備に関し、以下が課題となった。
 - 水温が低い海域を航行する船舶の**救命設備**について、水中での救助待機を前提とする救命浮器と救命胴衣のみとする事の妥当性
 - 携帯電話が繋がらない可能性がある地域であっても、海難発生時に確実に**救助要請**を実施できる設備の搭載
- これを受け、知床遊覧船事故対策検討委員会において、以下の安全設備について早期搭載の促進が必要とされた。
 - 水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せずに乗り移りが可能な**改良型救命いかだ等**
 - 陸上との間で常時通信できる**業務用無線設備(携帯電話を除く)**
 - 海難発生時に救難信号及び自船位置情報を発信する**非常用位置等発信装置**



事業概要

○次に掲げる安全設備を導入する事業者に対する補助。

1. 改良型救命いかだ等の導入^注

- ✓ 乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ等(改良型救命いかだ等)の導入

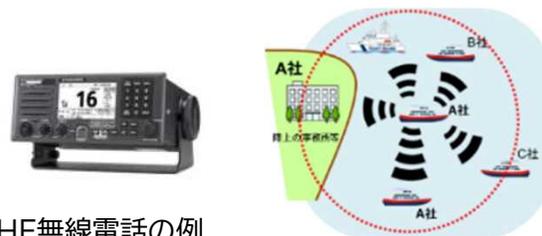


スライダー

スライダー付救命いかだ(写真は大型船用)

2. 業務用無線設備の導入

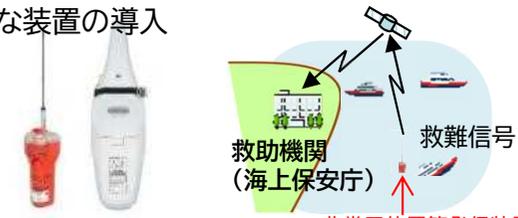
- ✓ 周囲の複数の船舶等との連絡が可能な業務用無線設備の導入



VHF無線電話の例

3. 非常用位置等発信装置の導入

- ✓ 浸水時に衛星を通じて救助機関に救難信号を送るとともに、自船の位置を自動的に連絡することが可能な装置の導入



非常用位置等発信装置の例

非常用位置等発信装置

注:改良型救命いかだ等の導入に対する補助金の公募は後日開始予定。

補助対象

◆ 以下の船舶のうち、下表の○印に該当するもの(遊漁船は対象外)

- ①旅客定員13名以上の船舶(船舶安全法上の「旅客船」)
- ②旅客定員12名以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶(例:海上タクシー等)

補助対象(業務用無線設備)

○:補助対象 -:補助対象外

旅客数 航行区域	①旅客船 (旅客定員13人以上)			②旅客船以外の事業船 (旅客定員12人以下)		
	5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン
湖川港内 (琵琶湖を除く)			-			-
平水 (上記を除く)			-			○
2時間限定沿海	【許可船】○ (5月31日までの発注に限る)			○		
	【許可船以外】○					
沿岸5マイル		-			○	
沿海 (上記を除く)			-	○		-

補助対象(非常用位置等発信装置)

旅客数 航行区域	①旅客船 (旅客定員13人以上)			②旅客船以外の事業船 (旅客定員12人以下)		
	5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン
平水			-			-
限定沿海 (2時間限定沿海及び 沿岸5マイル、 瀬戸内)			○			○
沿海 (上記を除く)			-	○		-

★ 500トン以上の船舶は補助対象外

対象設備・補助額

- ◆ **2022年11月8日以降**に購入した以下の設備について、購入費に補助率を乗じた額（**上限有**）を補助。

設備		補助率	上限額
業務用無線設備	小型船 (20トン未満)	2/3	8万円
	大型船 (20トン以上)	1/2	6万円
非常用位置等発信装置	小型船 (20トン未満)	2/3	38万円
	大型船 (20トン以上)	1/2	28.5万円